

## 第7回東近江市景観審議会の結果について

1. 会議方法 書面会議
2. 付議案件 議案第1号  
東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について  
行為の場所 東近江市大中町地先  
申請物件 排水機場
3. 付議理由 本市景観計画では、琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域内で建築物を建築する場合、高さ13m以下とすると定めている。但し、その物件の公益性が高く、景観審議会の承認を得た場合に限り、基準値より高い建築物の建築も認められる。今回は13mを超える建築物のため、市長より諮問があり、審議会に付議した。
4. 提案日 平成27年11月13日
5. 表決締切日 平成23年11月25日
6. 結果 表決 9人中9人(議長を除く)  
承認する 9人  
承認しない 0人

よって、第7回東近江市景観審議会 議案第1号「東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について」は承認する。

### (付帯意見)

- ・ 公益性の高い施設であり、施設の構造を果たす上でやむを得ない構造規模である。
- ・ 河川と密接な関係にあり、水辺のランドマーク的効果も考えられ、一般の建造物とは性格が異なる。